

ハイライト:

- ・令和4年度税制改正について取り上げます!
- ・協会けんぽの健康保険、介護保険の料率が変わります。

## たっくすニュースフラッシュ

税務をみなさまの身近な存在に

### ご挨拶



目次:

ご挨拶	1
令和4年度税制改正について	1
社会保険関係の改正事項	2

オミクロン株による新型コロナウイルス第6波のピークアウトが見えつつある昨今ですが、さらなる新型の報告もあり、先行きが見通せない状況が続いています。

第89号では、令和4年度税制改正並びに社会保険関係の改正について取り上げました。内容に関するご質問・ご要望等ございましたら、遠慮なくお問い合わせ下さい。HP上の「お役立ち情報」も更新していますので、是非ご覧ください。

公認会計士・税理士・AFP・IT コーディネータ 中村 元彦  
公認会計士・税理士・AFP・社会保険労務士 中村友理香

## 令和4年度税制改正について

令和4年度税制改正の中から法人に関係する内容について取り上げます。

### 中小企業の所得拡大促進税制の見直し(^\_^)

令和3年4月1日以降開始事業年度から、雇用者全体の給与等支給総額が対前年度比1.5%以上増加すると給与等支給総額の増加額の15%を税額から控除することが出来るように改正されていましたが、これに加え令和4年度税制改正では以下の施策が加えられました。

- ・対前年度比2.5%以上の増加となった場合にはさらに15%の上乗せ
- ・教育訓練費の対前年度増加率10%以上となった場合には10%の上乗せ  
最大40%の税額控除適用が可能になります。

ただし、控除上限は法人税額の20%であり、適用は令和4年4月1日～令和6年3月31日までです。

### 大企業向け人材確保等促進税制の見直し(^\_^)

大企業向けの賃上げ対策税制として令和3年度税制改正において、新規雇用者への給与等支払額が対前年度比2%以上という要件に変更されていましたが、令和4年度税制改正においてまた元の「継続雇用者」への給与支給額の判断基準に戻り、前期の継続雇用者給与支給額と比べ当期の継続雇用者給与支給額が3%以上増加すると、給与の増加額の15%を税額から控除するという内容に変わります。

なお、資本金の額等が10億円以上であり、かつ、常時使用従業員数が1,000人以上の法人の場合は給与の支給額の引き上げ方針、取引先との適切な関係構築の方針その他の事項について、インターネットを利用する方法により公表し、これを経済産業大臣に届け出ることが要件に追加されます。

また、増加率が4%以上の場合は税額控除率が10%上乗せされ、教育訓練費の対前年度増加率20%以上の場合は5%の上乗せとされ、最大30%の税額控除となります。



ただし、控除上限は法人税額の20%であり、適用期限は令和6年3月31日までです。

法人税での適用要件を満たす場合は、法人事業税(外形標準課税)の付加価値割の課税標準から控除することが可能とされます。

なお、中小企業の場合は、大企業向けの制度も選択適用が可能なため、いずれか有利な方式を選ぶことが出来ます。

## 配当に係る課税の改正(^\_^)

完全子法人(株式保有割合100%)からの配当等  
関連法人(株式保有割合3分の1超)からの配当等  
については、源泉徴収を行わないこととされます。

これは以前会計検査院から、源泉徴収された所得税が還付される際に還付加算金が付されており、還付に係る事務負担及び当該還付加算金の額が数億円単位の金額で無駄な支出となっていることが指摘されていたことへの対応となります。上記の、の配当については益金不算入割合は100%とされており、そもそも課税対象からは除外されています。

令和5年10月1日以後に支払を受けるべき配当等について適用されます。

## その他

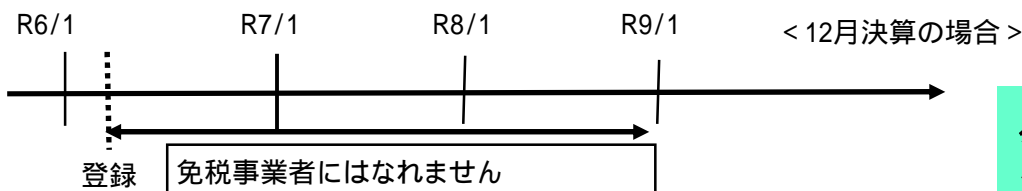
- ・オープンイノベーション税制で対象となる出資先企業が設立後10年未満 一定の研究開発型企業であれば設立後15年未満、へと緩和
- ・5G導入促進税制で期限を3年延長するとともに、税額控除率を事業供用日に応じて引き下げ
- ・交際費の損金不算入制度の適用期限2年延長
- ・大法人に対する法人事業税所得割の軽減税率を廃止
- ・電子取引データの保存義務については2年の宥恕措置があります。

ホームページもご覧下さい。お役立ち情報を更新しています！  
<https://my-naka.com/>

## 消費税の改正

・免税事業者が令和5年10月1日から令和11年9月30日までの日の属する課税期間中にインボイス発行事業者としての登録を受ける場合は、当該登録日からインボイス発行事業者となることが出来ます。

・上記の適用を受けてインボイス発行事業者となった場合には、その登録日の属する課税期間から2年経過する日が属する課税期間までの各課税期間中、免税事業者に戻ることは出来ません。



## 社会保険関係の改正事項

- ・令和4年3月分からの健康保険料率と介護保険料率が改正されます。
- ・令和4年10月からは従業員数101人以上、令和6年10月からは従業員数51人以上の企業において、週の労働が20時間以上、かつ月額賃金8.8万円以上の方に社会保険加入義務が生じます。
- ・雇用保険料率が4月からと10月からとの二段階で引き上げられる予定です。

\* 記載中の内容についてご質問がある場合にはお気軽にお問い合わせ下さい。

### 税理士法人 舞 中村公認会計士事務所

(東京事務所)

港区南青山 2-2-15-1025

電話 03 - 3746 - 1750

(埼玉事務所)

さいたま市浦和区岸町7-1-4

細田屋ビル

電話 048 - 816 - 6180

Fax 048 - 834 - 1594

[nakamura-cpa@jcom.home.ne.jp](mailto:nakamura-cpa@jcom.home.ne.jp)

[nakamura-cpa@tkcnf.or.jp](mailto:nakamura-cpa@tkcnf.or.jp)